

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
平成 30 年 12 月 6 日 答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 8件

厚生年金保険関係 8件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800227号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800071号

## 第1 結論

請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和47年3月21日、喪失年月日を同年4月21日とし、昭和47年3月の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

昭和47年3月21日から同年4月21日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和47年3月21日から同年4月21日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年2月から同年5月25日頃まで

A社B支店において、請求期間に勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録がない。昭和47年4月分の給料明細書及び給与袋を提出するので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間のうち、昭和47年3月21日から同年4月21日までの期間について、請求者から提出された給料明細書及び給与袋並びにA社B支店の同僚の給料明細書及び回答から判断すると、請求者が、当該期間において、同事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和47年3月21日、喪失年月日を同年4月21日とし、標準報酬月額については、前述の請求者から提出された給料明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る昭和47年3月21日から同年4月21日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社B支店は同年6月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当該期間当時の事業主の所在が不明であり、事業所及び事業主から回答が得られないが、仮に、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるところ、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届について記録していないとは、通常の仕事処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されて

おらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和 47 年 3 月 21 日から同年 4 月 21 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、昭和 47 年 2 月から同年 3 月 21 日までの期間及び同年 4 月 21 日から同年 5 月 25 日頃までの期間について、請求者は、給料明細書等を保管しておらず、A 社 B 支店は同年 6 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主及び同僚から請求者の同事業所における具体的な入社及び退社時期に係る回答及び陳述を得ることはできず、請求者の同事業所における勤務期間を特定することができない。

このほか、請求期間のうち、昭和 47 年 2 月から同年 3 月 21 日までの期間及び同年 4 月 21 日から同年 5 月 25 日頃までの期間における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間のうち、昭和 47 年 2 月から同年 3 月 21 日までの期間及び同年 4 月 21 日から同年 5 月 25 日頃までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800354号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800072号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年4月30日の標準賞与額を38万円に訂正することが必要である。

平成15年4月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年4月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年4月30日

A社から請求期間に支払われた賞与の記録がない。この時の賞与に係る給与支給明細書等を提出するので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間の賞与に係る給与支給明細書及び預金通帳並びにB健康保険組合の記録により、請求者が、請求期間にA社から38万円の賞与の支払を受け、標準賞与額38万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から請求期間に係る届出や保険料納付について回答が得られず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800434号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800073号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成26年6月25日は75万8,000円及び同年12月5日は25万1,000円とすることが必要である。

平成26年6月25日及び同年12月5日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和58年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年6月25日  
② 平成26年12月5日

請求期間①及び②にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が、請求期間①において標準賞与額75万8,000円、請求期間②において標準賞与額25万1,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る産前産後休業(平成26年\*月\*日から同年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の2において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間①の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成26年\*月\*日から平成27年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録についても、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、請求期間①は75万8,000円及び請求期間②は25万1,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800433号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800074号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成23年6月24日は79万3,000円、同年12月5日は5万2,000円、平成25年6月25日は84万4,000円及び同年12月5日は5万円とすることが必要である。

平成23年6月24日、同年12月5日、平成25年6月25日及び同年12月5日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和56年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年6月24日  
② 平成23年12月5日  
③ 平成25年6月25日  
④ 平成25年12月5日

請求期間①から④までの各期間にA社から賞与が支給されたが、当該各期間の賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該各期間の賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が、請求期間①において標準賞与額79万3,000円、請求期間②において標準賞与額5万2,000円、請求期間③において標準賞与額84万4,000円及び請求期間④において標準賞与額5万円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年\*月\*日から平成24年\*月\*日までの期間及び平成25年\*月\*日から平成26年\*月\*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、請求期間①は79万3,000円、請求期間②は5万2,000円、請求期間③は84万4,000円及び請求期間④は5万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800435号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800075号

## 第1 結論

請求者のA社における平成26年6月25日の標準賞与額に係る記録を67万8,000円とすることが必要である。

平成26年6月25日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和51年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年6月25日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が、請求期間において標準賞与額67万8,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成26年\*月\*日から平成27年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から67万8,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800436号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800076号

## 第1 結論

請求者のA社における平成19年12月5日の標準賞与額に係る記録を16万5,000円とすることが必要である。

平成19年12月5日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和53年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年12月5日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構の回答により、請求者が、請求期間において標準賞与額16万5,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成19年\*月\*日から平成20年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び日本年金機構の回答から16万5,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800437号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800077号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成25年12月5日は43万3,000円、平成27年12月4日は40万8,000円とすることが必要である。

平成25年12月5日及び平成27年12月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和58年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年12月5日  
② 平成27年12月4日

請求期間①及び②にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が、請求期間①において標準賞与額43万3,000円、請求期間②において標準賞与額40万8,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成25年\*月\*日から平成26年\*月\*日までの期間及び平成27年\*月\*日から平成28年\*月\*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、請求期間①は43万3,000円、請求期間②は40万8,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800440号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800078号

## 第1 結論

請求者のA社における平成22年6月25日の標準賞与額に係る記録を84万8,000円とすることが必要である。

平成22年6月25日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年6月25日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が、請求期間において標準賞与額84万8,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成22年\*月\*日から平成23年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から84万8,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800206号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1800034号

## 第1 結論

昭和42年\*月から昭和50年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和42年\*月から昭和50年9月まで

具体的な時期については不明だが、母から電話で国民年金に加入するよう勧められ、A市役所で国民年金の加入手続を行い、オレンジ色の年金手帳を受け取った。加入後の国民年金保険料については、毎月、B社会保険事務所(当時)において現金で納付し、領収証書を受け取っていた。

請求期間に係る国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、具体的な時期については不明だが、A市役所で国民年金の加入手続を行い、加入後の国民年金保険料については、毎月、B社会保険事務所で納付した旨主張している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があり、記号番号の払出し以降に国民年金保険料の納付が可能となる場所、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号(\*)は昭和52年7月14日にA市において払い出されており、請求者の記号番号前後の国民年金被保険者の記録から判断すると、請求者の国民年金の加入手続は同年6月頃に行われたと推認でき、当該加入手続時期まで国民年金に未加入であることから、請求期間の国民年金保険料を現年度納付(毎月納付)することはできない。

また、国民年金法の時効に関する規定により、国民年金保険料を遡って納付することができる期間は2年とされていることから、前述の加入手続の際に、請求者が20歳に到達する昭和42年\*月\*日に遡って国民年金被保険者資格を取得したとしても、請求期間のうち、一部の期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能であるが、請求期間の大半の期間(昭和42年\*月から昭和50年3月まで)に係る国民年金保険料は過年度納付することができない上、請求者から請求期間の国民年金保険料を遡って納付したとする具体的な納付時期及び納付方法についての陳述はない。

さらに、請求者に対する別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システム(紙台帳検索システム)により氏名検索及び縦覧調査を行ったが、改製原附票により確認できる請求者の請求期間当時の住所地であるC市、D市及びA市において、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求期間は8年1か月であり、複数年度にわたる国民年金保険料の納付記録が、行政機関側において全て欠落することは考え難い。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、

確定申告書控等) はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800245号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1800035号

## 第1 結論

昭和48年\*月から昭和50年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年\*月から昭和50年1月まで

私は、20歳になった昭和48年\*月頃、自宅に来ていた集金人を通じて、国民年金の加入手続を行い、集金人から国民年金手帳の交付を受けた。

請求期間の国民年金保険料については、両親と私の三人分を父又は母が集金人に納付し、国民年金保険料を納付した際、国民年金手帳に押印してもらっていた。

しかし、集金人から交付された国民年金手帳は、昭和50年8月に会社を退職した後、国民年金への加入手続の際に、A県B市C区役所の窓口において、現在所持している国民年金手帳の発行と引換えに回収されてしまい手元がないが、確かに請求期間の国民年金保険料を納付しているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、20歳に到達した昭和48年\*月頃に集金人を通じて国民年金の加入手続を行った旨主張している。

しかしながら、初めて国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号は、昭和51年1月7日に払い出されており、同番号前後の国民年金被保険者の記録から、請求者に係る国民年金の加入手続は、昭和50年12月頃に行われたものと推認でき、請求者の主張と符合しない。

また、請求者に係るオンライン記録及び国民年金被保険者台帳(特殊台帳)によると、最初の国民年金被保険者資格の取得年月日は、昭和50年8月6日と記録されていることから、同日より前の請求期間は国民年金の未加入期間として扱われており、請求者の父又は母が、請求者に係る請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者に係る請求期間の国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となる場所、別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、年金情報総合管理・照合システム(紙台帳検索システム)により、請求者が居住していたB市C区において、請求期間当時に払い出された記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者の父又は母が、請求者に係る請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800241号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800069号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年10月1日から昭和50年1月1日まで

請求期間において、A社に勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社の事業主は、請求者は同社に勤務していたが、勤務期間等については請求期間当時の資料等を保管しておらず、不明である旨回答している。

また、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない上、同社の事業主は、従業員が少なかったため、厚生年金保険の適用事業所に係る届出を行ったことはない旨回答している。

さらに、A社における従業員数について、同社の事業主は、多くて6人という記憶であるが、いつの時期かは覚えていない旨回答及び陳述している上、請求者は同社の元同僚として3人の氏名を挙げているものの、これらの者を特定できず、当時の事情をうかがえないことから、請求期間当時、同社が厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたか否かを確認することができない。

加えて、A社における厚生年金保険料の控除について、同社の事業主は、資料等を保管していないが、厚生年金保険に入っていなかったため、給与から厚生年金保険料を控除していない旨回答しており、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800242号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800070号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年9月1日から昭和50年1月1日まで

請求期間において、A社に勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社の事業主は、請求者は同社に勤務していたが、勤務期間等については請求期間当時の資料等を保管しておらず、不明である旨回答している。

また、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない上、同社の事業主は、従業員が少なかったため、厚生年金保険の適用事業所に係る届出を行ったことはない旨回答している。

さらに、A社における従業員数について、同社の事業主は、多くて6人という記憶であるが、いつの時期かは覚えていない旨回答及び陳述している上、請求者は同社の元同僚として3人の氏名を挙げているものの、これらの者を特定できず、当時の事情をうかがえないことから、請求期間当時、同社が厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたか否かを確認することができない。

加えて、A社における厚生年金保険料の控除について、同社の事業主は、資料等を保管していないが、厚生年金保険に入っていなかったため、給与から厚生年金保険料を控除していない旨回答しており、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。